



年末に向けた大掃除 不用品回収サービスでのトラブル!



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン



アドバイス

事業者を選ぶ際には市から許可を受けている複数社から見積りをとりましょう

- インターネットやチラシ広告等をきっかけに、「安価な定額パックを申し込んだはずが、作業後に高額な料金を請求された」といった相談が寄せられています。
 - 不用品の処分は、お住いの自治体が提供する窓口か、自治体から許可された事業者に依頼しましょう。

※一般家庭から出る廃棄物の収集・運搬は、市区町村から許可または委託を受けた事業者しか行うことができません。無許可の事業者に依頼した場合、処理費用を削減するために、回収した物を不法投棄したり、適切な処理を行わずに破壊したりする場合があり、環境破壊につながるおそれがあります。

困ったときは、一人で悩まず広島市消費生活センターにご相談ください。

広島市消費生活センター ☎ 082-225-3300

開館時間：10時～18時

休館日:火曜日、日曜日、祝日・休日、12月29日～1月3日

〒730-0011 広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階

※休館日には、消費者ホットライン(☎188(いやや))、
もしくは広島県消費生活センターをご利用ください。

広島県消費生活センター

☎082-223-6111 (月～金曜日 9時～17時(年末年始と祝日・休日は休館))

相談無料
秘密厳守
です



広島市HPからは電子メールによる消費生活相談も受け付けています。



見守り 新鮮情報

見守りと気づきの ポイント

<居室・居宅の様子>

- 不審な契約書や請求書、宅配業者からの不在通知などはないか
- 不審な健康食品、魚介類などはないか
- 新品の布団など、同じような商品が大量にないか
- 屋根や外壁などに不審な工事の形跡がみられないか
- 複数社から配達された新聞や景品類はないか
- 居室が不自然に散らかっていないか
- 不審な業者が出入りしている形跡はないか



©Kuroasaki Gen

<本人の言動や態度など>

- 不審な電話やメールのやり取りなどはないか
- お金に困っている様子はないか
- 預金通帳などに不審な出金の記録はないか
- 何を買ったか覚えていないなど、判断能力に不安はないか
- 元気がないなど困った様子はないか

「見守り」と「気づき」で 高齢者の被害を防ごう

ひとこと 助言



- 困ったとき、心配なときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。家族や地域包括支援センターの職員など周囲の方からでも相談できます。
- 「知らない電話には出ない」「その場で契約せず家族や周囲に相談する」など対応策も伝えましょう。地域の見守り活動や留守番電話機能なども活用しましょう。